

## 1500 学校法人秋草学園役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人秋草学園の役員の報酬並びに手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、学校法人秋草学園寄附行為第5条に規定する理事及び監事をいう。

(役員の報酬等)

第3条 本学園に勤務する役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は俸給及び賞与とし、本学園に勤務しない役員（以下「非常勤役員」という。）については手当とする。

(月額俸給)

第4条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給することができる。

2 前項の月額俸給は、国家公務員給与法指定職俸給表に3つの号俸を追加した表を用いて次のとおり定める。

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 理事長      | 上記表の第6号から第8号までの額 |
| (2) 学長及び副理事長 | 同表の第4号から第7号までの額  |
| (3) 常務理事     | 同表の第4号から第5号までの額  |
| (4) 常任理事     | 同表の第2号から第3号までの額  |
| (5) 理事       | 同表の第1号から第3号までの額  |

3 前項の表は次のとおりとする。

- (1) 国家公務員給与法指定職俸給表の1号俸を4号俸、2号俸を5号俸、以降同様に読み替え、追加する3つの号俸をそれぞれ1号俸、2号俸、3号俸とする。
- (2) 追加する3号俸は、国家公務員給与法指定職俸給表1号俸に0.924を乗じて百円単位を切り上げる
- (3) 追加する2号俸は、前号で算出した値に0.905を乗じて百円単位を切り上げる
- (4) 追加する1号俸は、前号で算出した値に0.900を乗じて百円単位を切り上げる

4 2項各号に定める月額俸給の額は、職位別役員俸給（理事長及び学長300,000円 他の理事250,000円）を含んだ額とする。

(地域手当)

第4条の二 常勤役員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、教職員として支払われる給与に職位別役員俸給を加算した額に、100分の3を乗じて得た額とする。

(賞与)

第5条 常勤役員の賞与は、国家公務員給与法指定職の期末特別手当に準じて支給する。

(非常勤役員の手当)

第6条 非常勤役員の手当は、次のとおりとする。

(1) 理事手当 年額 200,000 円

(2) 監事手当 年額 200,000 円

2 前項の手当は交通費を含む。

(俸給及び手当の支給)

第7条 常勤役員の月額俸給の支給日は、毎月25日(その日が休日にあたるときは、前日)とし、非常勤役員の手当の支給月は6月と12月の年2回とする。

(月の中途において就任又は退任した場合の俸給)

第8条 常勤役員が、月の中途において新たに就任し、又は退任した場合は、当月分の俸給の額を支給する。

2 非常勤役員及び監事が年の中途において新たに就任し、又は退任した場合の第6条の手当については、新たに就任した日の属する月から支給月までの期間、又は支給月の翌月から退任の日の属する月までの期間に対応する月数に応ずる額を支給する。

(月額俸給の改訂)

第9条 第4条に定める常勤役員の月額俸給は、国家公務員給与法指定職俸給表の額が改訂された場合、それに準拠して改訂することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(細則の制定)

第11条 この規程の運用について必要と認める場合は、理事会の決議によって細則を制定することができる。

#### 附 則

- 1 この規程は平成5年9月21日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 学校法人秋草学園役員報酬規程(昭和54年制定、以下「旧規程」という。)は廃止する。

#### 附 則

- 1 この規程は平成6年5月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 この規程の改訂により現行報酬が第4条第2項に規定する額を超える役員については、その役員の任期満了までの間、現行報酬を支給するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成7年12月20日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行し、改正後の第6条第1項の規定は、平成15年4月1日から適用する。

(経過措置)

この規程の施行の日から平成15年3月31日までの間においては、改正後の第4条の2の第2項中「100分の3」とあるのは「100分の6」とする。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 27 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、評議員会の意見を聴いて、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 21 日から施行する。

(経過措置)

常勤役員の報酬を定める第 4 条の表において、令和 6 年度は令和 5 年度の号俸の値とする。